

商 品 名 ( 愛 称 )	インターネット定期預金
------------------	-------------

販 売 対 象	・個人・個人事業主
期 間	・3ヵ月 6ヵ月 1年 3年 5年
預 入	・1回 1万円以上1,000万円以下
②預入金額	
③預入単位	・1円単位
適 用 利 率	固定金利 ・各預入期間・預入金額の店頭表示利率+0.05% (通常上乘せ)
預 入 形 態	(1) スーパー定期・スーパー定期300 (自動継続扱い) ただし、WEB上のみ取扱いのため通帳は発行いたしません。
満 期 後 の 取 扱 い	(1) 自動継続定期預金は、スーパー定期・スーパー定期300となり、預入期間は初回預入定期預金と同期間となります。 (2) 自動継続定期預金の適用利率は、継続日のインターネット定期通常金利 (店頭表示利率+年0.05%) を適用します。
付 利 方 式	・単利 複利 ※3ヵ月・6ヵ月・1年は単利のみ。3年・5年ものについては半年複利となり、満期日以降に一括して支払います。
利 息 の 支 払	・あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、満期日に元金を組入れて継続します。
税 金	・個人のお利息には20% (国税15%・地方税5%) の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・次の中途解約利率を適用させていただきます。 1. 預入期間1年の場合 (a) 6ヵ月未満…解約日における普通預金利率 (b) 6ヵ月以上1年未満…約定利率×50% (c) 1年以上2年未満…約定利率×70% 2. 預入期間3年の場合 (a) 6ヵ月未満…解約日における普通預金利率 (b) 6ヵ月以上1年未満…約定利率×40% (c) 1年以上1年6ヵ月未満…約定利率×50% (d) 1年6ヵ月以上2年未満…約定利率×60% (e) 2年以上2年6ヵ月未満…約定利率×70% (f) 2年6ヵ月以上3年未満…約定利率×90% 3. 預入期間5年の場合 (a) 6ヵ月未満…解約日における普通預金利率

中途解約時の 取 扱	(b) 6 ヶ月以上 1 年未満・・・約定利率×30%
	(c) 1年以上 1年6ヶ月未満・・・約定利率×40%
	(d) 1年6ヶ月以上 2年未満・・・約定利率×50%
	(e) 2年以上 2年6ヶ月未満・・・約定利率×60%
	(f) 2年6ヶ月以上 3年未満・・・約定利率×70%
	(g) 3年以上 4年未満・・・約定利率×80%
	(h) 4年以上 5年未満・・・約定利率×90%
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、 電話：089-946-1203）にお申し出ください。
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく ことも可能です。
	・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ること も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談 室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただ くことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会 とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地 域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京 三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ さい。
その他参考と なるべき事項	(1) 事前にインターネットバンキング契約の必要があります。
	(2) インターネットバンキング登録口座から振替のみの取扱となります。
	(3) 適用利率については、金融情勢等により予告なく変更する場合があります。
	(4) 店頭表示利率等については、ホームページ等でご確認ください。